

## 令和 4 年度紙製容器包装再生処理事業者登録申請に関する重要事項等

### 1. 令和 4 年度登録申請提出書類に関わる重要事項

以下の事項について、令和 4 年度から変更になっていますので留意願います。

#### (1) 施設審査関係書類の提出方法

令和 3 年度登録事業者のうち、令和 3 年度登録施設については、これまで毎年提出いただいた施設審査関係書類について、令和 4 年度から変更部分のみ提出いただきます（※新規登録申請事業者及び令和 3 年度登録事業者のうち新規登録施設は全ての書類を提出いただくのでご注意ください）。

具体的には、チェックリスト（資料 1-2）の 15 から 23 までの書類について変更が生じる場合、該当書類を提出いただきます（詳細は資料 1-2 参照）

※ 上記 15 から 23 までの書類だけでなく、その他の書類変更も必要となる場合には、変更書類全てを提出してください。

変更理由：

変更がない部分について提出不要とすることにより、事業者の皆様の登録申請書類作成の負担軽減を図ります。

#### 【施設審査関係書類の管理方法】

施設審査関係書類に関しては、今後、現在提出いただいている資料を「最新版」として取り扱います（以下①～③にて構成されます）。登録申請後に施設変更が生じた場合にはその都度変更対応し、最新版の資料を都度差し替えていきます（年度毎の管理の概念がなくなります）。

[令和 3 年 7 月時点での最新となる施設審査関係書類]

- ① 令和 3 年度登録申請資料（令和 2 年 7 月提出資料）
- ② 上記①の変更手続実施済資料  
（令和 2 年 8 月から令和 3 年 6 月の間に変更手続を実施）
- ③ 上記①及び②の変更で、令和 4 年度登録申請時に提出した資料  
（令和 3 年 7 月提出資料）

登録申請後に施設変更する場合には速やかに変更申請いただき、都度変更対応を完了させることが前提の運用変更となりますので、登録申請時に登録後の変更内容をまとめて提出することのないようお願いいたします。

(2) 提出方法変更に伴うページ番号のつけ方

現行ルールでは、資料1-2「令和4年度 紙製容器再生処理事業者登録申請提出書類チェックリスト」にもとづき提出いただいておりますが、令和3年度登録事業者で施設審査関係書類を提出いただく場合、以下【ページ番号のつけ方】の記載にもとづき提出書類にページ番号を付与してください。

変更理由：

変更書類がいつの時点で提出された書類なのかを事業者・協会双方にて把握し、古い書類が最新版として管理されないよう対応するため

なお、書類提出は以下3つに区分されます。

- ① 書類差替：提出済の施設審査関係書類を変更し差し替える
- ② 書類追加：提出済の施設審査関係書類とは別に新たに書類を追加する
- ③ 書類削除：提出済の施設審査関係書類を削除する

【 ページ番号のつけ方 】

既出の登録申請書類に対応したページ番号+R4 登録申請+書類差替・書類追加+書類作成日を右下に付ける（例：22-9 R4 登録申請 書類差替）

(3) 施設変更等説明書（資料1-1）の様式追加

上記（1）及び（2）の変更に伴い、施設変更等説明書（資料1-1）の様式を新たに作成しました。

変更部分の書類一式を提出いただく鑑文書として活用しますので、内容ご確認のうえ提出してください。

【 施設変更等説明書記載の主な注意点】

- ① 新規登録申請事業者に関しては提出不要です。
- ② 令和3年度登録事業者は、施設変更がない場合でも1. 変更有無の「変更なし」にチェックのうえ提出してください。
- ③ 提出済の施設審査関連書類を削除する場合には、どの書類を削除するのか、1.（2）変更内容にて削除する書類のページ番号を明記してください。

2. その他連絡事項

今回の施設審査関係書類の提出方法変更に伴い、協会にて令和3年度登録申請時に提出いただいた施設審査関係書類を改めて精査しております。精査の結果次第では、令和3年度登録再生処理事業者の皆様へ提出済の施設審査関係書類を修正いただく作業が必要になる可能性がありますので、その際にはご協力の程、よろしくお願いたします（別途協会からご連絡いたします）。

以上